

岩手県告示第37号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第290号）で公示した公共測量を終了した旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市門馬田代地内から盛岡市築川地内まで及び宮古市平津戸地内から門馬田代地内まで
- 2 実施した期間 平成24年2月29日から同年12月14日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び路線測量）